

参議院内閣委員会議録 第十号

(二五五)

第一百六十二回
国際会平成十七年五月十七日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十二日

辞任

近藤

正道君

辞任

田

英夫君

補欠選任

近藤

正道君

補欠選任

田

英夫君

事務局側
常任委員会専門 嶋谷 潤君

員 員会議提出

本日の会議に付した案件

出席者は左のとおり。

委員長

理 事

田

英夫君

高嶋

良充君

市川

一朗君

小野

清子君

岡崎

トミ子君

森

ゆうこ君

秋元

司君

鴻池

祥肇君

佐藤

泰三君

竹山

裕君

西銘

順志郎君

神本

美恵子君

松井

孝治君

円

より子君

風間

昶君

近藤

正道君

黒岩

宇洋君

小坂

憲次君

宮腰

光寛君

後藤

田正純君

衆議院議員

発議議者

者

第一に、教育に関する概要について御説明申し上げます。

国民の心身の健康の増進に関するものとしております。

第一に、国民の心身の健康の増進

に関するものとしております。

第二に、

第三に、

第四に、

第五に、

第六に、

第七に、

第八に、

第九に、

第十に、

第十一に、

第十二に、

第十三に、

第十四に、

第十五に、

第十六に、

第十七に、

第十八に、

第十九に、

第二十に、

第二十一に、

第二十二に、

第二十三に、

第二十四に、

第二十五に、

第二十六に、

第二十七に、

第二十八に、

第二十九に、

第三十に、

第三十一に、

第三十二に、

第三十三に、

第三十四に、

第三十五に、

第三十六に、

第三十七に、

第三十八に、

第三十九に、

第四十に、

第四十一に、

第四十二に、

第四十三に、

第四十四に、

第四十五に、

第四十六に、

第四十七に、

第四十八に、

第四十九に、

第五十に、

第五十一に、

第五十二に、

第五十三に、

第五十四に、

第五十五に、

第五十六に、

第五十七に、

第五十八に、

第五十九に、

第六十に、

第六十一に、

第六十二に、

第六十三に、

第六十四に、

第六十五に、

第六十六に、

第六十七に、

第六十八に、

第六十九に、

第七十に、

第七十一に、

第七十二に、

第七十三に、

第七十四に、

第七十五に、

第七十六に、

第七十七に、

第七十八に、

第七十九に、

第八十に、

第八十一に、

第八十二に、

第八十三に、

第八十四に、

第八十五に、

第八十六に、

第八十七に、

第八十八に、

第八十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

第九十二に、

第九十三に、

第九十四に、

第九十五に、

第九十六に、

第九十七に、

第九十八に、

第九十九に、

第九十に、

第九十一に、

請願者 大阪府茨木市鶴川二ノ二〇ノ九
松本敏行 外百一名
紹介議員 仁比 聰平君
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第一〇七四号 平成十七年四月二十七日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案早期成立に関する請願
請願者 北九州市八幡西区東筑二ノ七ノ五
野口千恵子 外百名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

五月十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、教育基本法案衆(第一百五十九回国会提出
衆議院継続審査)

目次
前文
教育基本法案
教育基本法

附則
第一回 総則(第一条～第十五条)
第二回 食育推進基本計画等(第十六条～第十
八条)
第三回 基本的施策(第十九条～第二十五条)
第四回 食育推進会議等(第二十六条～第三十
三条)

きものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はある世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れないがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関する人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全体の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられた使命である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であつて、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となつていていることから、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを目指して、国際的な連携を図りつつ積極的に行われ

られている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国のか組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

なければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのつとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体验活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念のつとり、農林漁業に関する多様な体验の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動的重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのつとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、

国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのつとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に

関する施策を総合的かつ計画的に推進するた

めに必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(第三章 基本的施策)

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子ども食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康新美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊娠婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようになるとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の

等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の

食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの地域における食生活の改善のための取組の推進等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の

食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの地域における食生活の改善のための取組の推進等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所

